



福岡県医発第 1692 号
令和 2 年 9 月 14 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた両立支援コーディネーターの養成について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省労働基準局より日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

働き方改革実行計画を踏まえた両立支援コーディネーターの養成については、独立行政法人労働者健康安全機構が集合形式により研修を実施してきたところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、平成30年3月30日付基安発0330第1号「働き方改革実行計画を踏まえた両立支援コーディネーターの養成について」（本件については、平成30年4月24日付け福岡県医発第300号（地）文書において通知済み。）の一部改正が行われ、本年度は研修をオンライン形式で実施する運びとなりました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、研修の開催日程等、詳細につきましては、独立行政法人労働者健康安全機構のホームページに掲載されております「両立支援コーディネーター研修」をご参照ください。

<https://www.johas.go.jp/>

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

日医発第669号（健 I 137）
令和2年9月8日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会 長 中川 俊男



新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた両立支援コーディネーターの養成について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、別紙のとおり、厚生労働省労働基準局より、本職宛てに件名にかかる連絡がございました。

働き方改革実行計画を踏まえた両立支援コーディネーターの養成については、独立行政法人労働者健康安全機構が集合形式により研修を実施してきたところでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、平成30年3月30日付基安発0330第1号「働き方改革実行計画を踏まえた両立支援コーディネーターの養成について」の一部改正が行われ、本年度は研修をオンライン形式で実施する運びとなりました。また、本件につきましては、既に厚生労働省労働基準局安全衛生部長より都道府県労働局長宛てに通知がなされております。

つきましては、本内容をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方に特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

基安発0901第2号
令和2年9月1日

公益社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた
両立支援コーディネーターの養成について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力賜り厚く御礼申し上げます。

働き方改革実行計画を踏まえた両立支援コーディネーターの養成については、独立行政法人労働者健康安全機構が集合形式により研修を実施してきたところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今年度はオンライン形式で研修を実施することとなりました。

つきましては、別添のとおり、都道府県労働局長宛てに通知しましたので、貴会におかれましても御了知いただきますようお願いいたします。

基安発 0330 第 1 号
平成 30 年 3 月 30 日
基安発 0901 第 1 号
改正 令和 2 年 9 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

働き方改革実行計画を踏まえた両立支援コーディネーターの養成について

働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）において、疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立について、これを社会的にサポートする仕組みを構築するため、「両立支援コーディネーター」の養成等に取り組むべきことが示された。

今般、同計画の示すところを踏まえ、両立支援コーディネーターの養成の具体的実施について、下記のとおり行うこととするので、了知の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通達の内容については、本省医政局、健康局、職業安定局、雇用環境・均等局、子ども家庭局、老健局及び保険局とも調整済みであるので、申し添える。

記

1 両立支援コーディネーターの役割等

(1) 両立支援コーディネーターの担い手

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（平成 28 年 2 月 23 日付け基発第 0223 第 5 号等。以下「ガイドライン」という。）に基づく疾病の治療と仕事の両立支援（以下「両立支援」という。）を行うに当たっては、事業場の関係者、医療機関の関係者又は地域で事業者や労働者を支援する関係機関・関係者（以下「支援機関等」という。）が、労働者本人からの支援の申出に対してそれぞれの立場における支援を実施するとともに、必要に応じて連携することで、支援対象者の症状や業務内容に応じた、より適切な両立支援の実施が可能となる。

両立支援コーディネーターは、支援対象者に寄り添いながら継続的な相談支援等を行うことがその機能として期待されることから、事業場の人事労務担当者や産業保健スタッフ、医療機関の医療従事者又は支援機関等が担うことが想定され、それぞれの立場において支援の方法は異なる。

(2) 両立支援コーディネーターの役割

両立支援コーディネーターは、支援対象者が治療と仕事を両立できるよう、それぞれの立場に応じた支援の実施及び両立支援に関わる関係者との調整を行うことがその役割として求められる。

具体的には、支援対象者の同意を前提として、治療に関する情報や業務に関する情報等得て、支援対象者の治療や業務の状況に応じた必要な配慮等の情報を整理して本人に提供すること等が考えられる。

なお、関係者との調整を行うに当たっては、両立支援コーディネーターは、事業場に対して支援対象者の代理で交渉行為を行うものではないので、留意する必要がある。

2 両立支援コーディネーターに求められる能力

両立支援コーディネーターについては、上記1の役割等を踏まえ、共通して以下の基本的な知識及び能力が必要となる。

- (1) 両立支援コーディネーターの役割等に関する知識
 - ・ガイドラインに基づく両立支援における、両立支援コーディネーターの役割、支援内容
 - ・支援に当たっての留意点
 - ・支援の過程で知り得た個人情報の適正な取扱いに関する知識
- (2) 医療に関する基本的知識
 - ・典型的な疾病や治療に関して、その特徴、経過及び就業に当たっての影響等に関する知識
- (3) 産業保健に関する基本的知識
 - ・事業場における労働者の健康管理の基本的考え方に関する知識
 - ・産業保健体制及び産業保健活動に関する知識
- (4) 労務管理に関する基本的知識
 - ・両立支援を行う上で必要となる労働関係法令に関する知識
 - ・事業場における就業継続可否の考え方、就業上の措置・配慮事項に関する知識
- (5) 社会資源に関する知識
 - ・経済的支援を含む両立支援に利用可能な支援機関、支援制度等の社会資源に関する知識
- (6) コミュニケーションスキル
 - ・支援を行う上で必要なコミュニケーションスキル
 - ・支援対象者の疾病や治療に伴う心理的ストレスへの理解

3 両立支援コーディネーターの養成

両立支援コーディネーターを養成するための研修については、上記1及び2を踏まえ、以下により、研修を行うこととする。

- (1) 対象者
医療機関の医療従事者、事業場の人事労務担当者、産業保健スタッフ、支

援機関等において、両立支援に携わる者とする。

(2) 形式

集合形式又はオンライン形式で行うものとする。

(3) 科目、範囲及び時間

別紙に掲げるそれぞれの科目に応じ、範囲の欄に掲げる事項について、時間の欄に掲げる時間数以上行うものとする。

(4) 到達目標

科目に応じて、到達目標は以下のとおりとする。

- ・両立支援コーディネーターの役割、支援内容及び支援に当たっての留意点が理解できる。また、知り得た個人情報の適正な取扱いが理解できる。
- ・典型的な疾病や治療の特徴及び就業に当たっての影響並びに医療機関における両立支援の対応が理解できる。
- ・事業場における労働者の健康管理の基本的考え方、産業保健体制及び産業保健活動、職場復帰支援等の対応について理解できる。
- ・両立支援を行う上で必要となる労働関係法令や事業場における就業継続可否の基本的考え方、就業制限、就業上の措置・配慮等の対応について理解できる。
- ・支援対象者や事業場が利用可能な支援機関、支援制度及び福祉資源について理解できる。
- ・支援対象者の疾病や治療に伴う心理的ストレスを理解し、相談・支援を行う上で必要な傾聴・コミュニケーションスキルが習得できる。
- ・事例における課題を抽出し、それに対応した支援方法が提案できる。

(5) 講師

講師については、医師、保健師、看護師、社会保険労務士等のほか、医療機関の医療ソーシャルワーカー、事業場の人事労務担当者、学識経験者、両立支援の経験者等、両立支援の業務に関して高度な知識と十分な経験を有する者を、科目に応じて充てるものとする。

4 その他

- (1) 研修を修了した両立支援コーディネーターについては、実践を念頭に置いた応用研修を受講することで、更なる能力向上に努めることが望ましい。
- (2) 本カリキュラムに基づく両立支援コーディネーターの養成のための研修は、独立行政法人労働者健康安全機構において実施することとする。
- (3) 独立行政法人労働者健康安全機構が平成 27 年度から平成 29 年度に実施した両立支援コーディネーター養成研修を受講した者については、本カリキュラムに基づく両立支援コーディネーターの養成のための研修と同等程度の研修を修了したものとする。

【別紙】

科目	範囲	時間
両立支援コーディネーターの役割等	- ガイドラインに基づく両立支援における、両立支援コーディネーターの役割、支援内容 - 支援に当たっての留意点 - 個人情報の適正な取扱い	45 分
医療に関する基本的知識	- 典型的な疾病や治療の特徴、経過及び就業に当たっての影響 - 医療機関における両立支援の対応	1 時間
産業保健に関する基本的知識	- 事業場における労働者の健康管理の基本的考え方 - 産業保健体制及び産業保健活動	1 時間
労務管理に関する基本的知識	- 労働関係法令 - 事業場における就業継続可否の基本的考え方 - 就業上の措置・配慮等の対応	1 時間
社会資源に関する知識	両立支援に利用可能な支援機関、支援制度等の社会資源	1 時間
コミュニケーションスキル	- コミュニケーションスキル - 支援対象者の疾病や治療に伴う心理的ストレスへの対応	45 分
両立支援の演習	支援方法のシミュレーション	1 時間